6　指定活用団体

(一)　内閣総理大臣は、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であって、民間公益活動促進業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、指定活用団体として指定することができることとした。（第二〇条関係）

(二)　民間公益活動促進業務、業務規程、事業計画、運用資金の運用及び監督命令等に関する規定を設けることとした。（第二一条～第三四条関係）

7　休眠預金等活用審議会

(一)　内閣府に、休眠預金等活用審議会を置くこととした。（第三五条関係）

(二)　組織、委員等の任命及び資料の提出等の要求等に関する規定を設けることとした。（第三六条～第四一条関係）

8　雑則

(一)　預金保険法の適用、報告又は資料の提出、立入検査及び政府による周知等に関する規定を設けることとした。（第四二条～第四九条関係）

(二)　行政庁、権限の委任及び事務の区分等に関する規定を設けることとした。（第五〇条～第五四条関係）

9　罰則

罰則に関する規定を設けることとした。（第五五条～第六一条関係）

10　その他

この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとした。（附則第九条関係）

11　この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三七三号）（内閣府本府）

1　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第九条第五項に規定する自衛隊員が、同法第三条第五号ラに掲げる業務を行った場合の国際平和協力手当の額を規定することとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

割賦販売法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十九号

割賦販売法の一部を改正する法律

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の四　クレジットカード番号等の適切な管理等（第三十五条の十六・第三十五条の十七）」を「第三章の四　クレジットカード番号等の適切な管理等（第三十五条の十六・第三十五条の十七）　第一節　クレジットカード番号等の適切な管理（第三十五条の十六・第三十五条の十七）　第二節　クレジットカード番号等取扱契約（第三十五条の十七の二―第三十五条の十七の十五）」に改める。

第一条第一項中「管理」を「管理等」に改める。

第二条第三項第一号中「並びに第三十五条の十六」を「、第三十五条の三並びに第三十五条の十六」に改め、「（第三十二条の三第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第三十五条の十六」の下に「、第三十五条の十七の二、第三十五条の十七の八、第三十五条の十七の十五」を加える。

第十五条第一項第八号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十条の二の三の見出しを「（書面の交付等）」に改め、同条第四項中「を記載した書面」を「に係る情報」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同項第二号中「商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務」を「契約の締結時において商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務の提供をしないときは、当該商品の引渡時期若しくは当該権利の移転時期又は当該役務」に改め、同項第三号中「事項」を「定めがあるときは、その内容」に改め、同条に次の一項を加える。

5　包括信用購入あっせん関係販売業者又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者は、前項に規定する契約の締結時において購入者又は役務の提供を受ける者から同項各号の事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

第三十条の六中「、包括信用購入あっせん関係販売業者又は包括信用購入あっせん関係役務提供事業者」を削り、「第三十条の二の三各項」を「第三十条の二の三第一項から第三項まで」に改める。

第三十二条第一項第二号中「営業所」の下に「（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所その他の営業所）」を加え、同項第四号中「及び次節」を「、次節及び第三章の四第二節」に改める。

第三十三条の二第一項第十号中「第四項」を「第三項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同号を第八号とし、同項第六号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　外国法人である場合には、国内に営業所を有しない者